

令和7年度 村上市利用者負担額(保育料)基準額表

令和7年9月1日現在(単位:円)

階層 区分	父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合があります)		3歳未満児【3号認定】	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B	非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0	0
		それ以外	0	0
C1	所得割非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	3,500	3,400
		それ以外	8,000	7,800
C2	12,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	4,000	3,900
		それ以外	9,000	8,800
C3	12,600 円以上 24,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	4,500	4,400
		それ以外	10,000	9,800
C4	24,600 円以上 36,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	5,000	4,900
		それ以外	11,000	10,800
C5	36,600 円以上 48,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	5,500	5,350
		それ以外	12,000	11,700
D1	48,600 円以上 61,000 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	7,000	6,850
		それ以外	14,000	13,700
D2	61,000 円以上 73,000 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	8,000	7,850
		それ以外	16,000	15,700
D3	73,000 円以上 77,101 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	9,000	9,000
		それ以外	19,000	18,600
		77,101 円以上 85,000 円未満	19,000	18,600
D4		85,000 円以上 97,000 円未満	22,000	21,600
D5		97,000 円以上 121,000 円未満	27,000	26,500
D6		121,000 円以上 145,000 円未満	31,000	30,400
D7		145,000 円以上 169,000 円未満	35,000	34,400
D8		169,000 円以上 213,000 円未満	38,000	37,300
D9		213,000 円以上 257,000 円未満	42,000	41,200
D10		257,000 円以上 301,000 円未満	45,000	44,200
D11		301,000 円以上 397,000 円未満	48,000	47,100
D12		397,000 円以上	51,000	50,100

※ 令和7年度の利用者負担額は、4月から8月分までは令和6年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和7年度市町村民税課税状況で決定します。

※ 基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税額控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

保育料の軽減制度について(0・1・2歳児)

◎ 生計を一にする養育している子どもが複数いる場合、3歳未満児の子ども(3号認定)の保育料については、以下のとおり多子軽減制度が適用されます。

(1)ひとり親世帯・障害児(者)のいる世帯等の場合

・所得割額の合計額が77,101円未満の場合は、生計を一にする子の第2子以降は無料となります。

(2) (1)以外の世帯の場合

・所得割額の合計額が57,700円未満の場合は、生計を一にする子の第2子が半額、第3子以降は無料となります。

・所得割額の合計額が57,700円以上の場合は、小学校就学前の施設を利用している子どものうち最年長の子どもを1人目とし、次の子どもを2人目、以降を3人目以降と数え、2人目が半額、3人目以降は無料となります。

(3)村上市の多子軽減制度

・生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯については、年齢制限を設けずに、第2子が半額、第3子以降は無料となります。

その他注意事項について

・保育料の軽減は、村上市が利用者負担額を決定する施設(公立保育園、認定子ども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)をご利用の方が対象となります。